

30日獣発第67号

平成30年5月25日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

**「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」の一部改正について**

このことについて、平成30年5月10日付け30消安第232号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）について」が定められたことを踏まえ、食肉処理施設のみから収集された野生鳥獣「いのしし、しか等」の「鳥類又は哺乳類に属する野生動物」を原料とする食用脂肪由来の肉粉等についても、ペットフード原料として利用できることとした旨、周知を依頼されたものです。

については、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 福田

TEL 03-3475-1601

30消安第232号

平成30年5月10日

公益社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省 消費・安全局長



「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」の一部改正について

現在、ペットフード原料用の食用脂肪由来の肉粉等及びこれを含むペットフードの製造及び工場からの出荷等については、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官通知。以下「本通知」という。）により、と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第15条の規定に基づく検査を受け、食用に適するとされた獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）又は食鳥（鶏、あひる及び七面鳥）に由来するものに限り認めているところです。

今般、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）について」（平成26年11月14日付け 食安発1114第1号 厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「ガイドライン」という。）が定められたことを踏まえ、ガイドライン別添第2の2、第4の3及び第4の4の要件を満たすことが確認され、食肉処理施設のみから収集された野生鳥獣「いのしし、しか等」の「鳥類又は哺乳類に属する野生動物」を原料とする食用脂肪由来の肉粉等についても、ペットフード原料として利用できることとしました。

については、本通知を別紙のとおり改正したので、御了知の上、貴会傘下の会員に対して周知をお願いします。



別紙

「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）一部改正新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>別紙1</p> <p>ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一時停止の要請を解除する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ペットフード原料用の非反すう哺乳動物、家さん及び魚介類に由来する肉骨粉等（以下「ペットフード用肉骨粉等」という。）並びにと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条若しくは食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第15条の規定に基づき検査を受け、又は「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（平成26年11月14日付け食安発1114第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）別添第2の2、第4の3及び第4の4の要件を満たすことが確認されたことにより、食用に適するとされた獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。以下同</p>	<p>別紙1</p> <p>ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一時停止の要請を解除する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ペットフード原料用の非反すう哺乳動物、家さん及び魚介類に由来する肉骨粉等（以下「ペットフード用肉骨粉等」という。）並びにと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第15条の規定に基づき検査を受け、食用に適するとされた獣畜又は食鳥の肉から採取した脂肪（以下「食用脂肪」という。）を原料とする油脂の製造工程から発生する獣脂肪かす及び肉粉（以下「食用脂肪由来の肉粉等」という。）の製造、輸入及び工場からの出荷</p>

じ。)、食鳥(鶏、あひる及び七面鳥をいう。以下同じ。))又は野生鳥獣(いのしし及びしか等の鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。以下同じ。)の肉から採取した脂肪(以下「食用脂肪」という。))を原料とする油脂の製造工程から発生する獣脂かす及び肉粉(以下「食用脂肪由来の肉粉等」という。))の製造、輸入及び工場からの出荷

(3) (略)

3～9 (略)

別添1

ペットフード用肉骨粉等の製造基準

(1) 収集先の基準

ア～ウ (略)

エ 非反すう哺乳動物(豚・馬及び海産哺乳動物を除く。)

食品衛生法(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1

項の規定に基づき都道府県知事の許可を受けたものに限る。)の施

設又はカット場等(以下別添1において「食肉処理施設等」という。)

のみから収集すること。

なお、ペットフード用肉骨粉等の製造業者は、反すう動物のもの  
の混入を防止するため、食肉処理施設等との間で反すう動物との分  
別に関する基準を定め、当該基準に基づき分別された非反すう哺乳

(3) (略)

3～9 (略)

別添1

ペットフード用肉骨粉等の製造基準

(1) 収集先の基準

ア～ウ (略)

エ 非反すう哺乳動物(豚・馬及び海産哺乳動物を除く。)

食品衛生法施行令(昭和28年8月31日政令第229号)第35条

第11項の食肉処理業の許可を都道府県知事から得た施設又はカッ

ト場等(以下別添1において「食肉処理施設等」という。))のみか

ら収集すること。

なお、ペットフード用肉骨粉等の製造業者は、反すう動物のもの  
の混入を防止するため、食肉処理施設等との間で反すう動物との分  
別に関する基準を定め、当該基準に基づき分別された非反すう哺乳

動物のもののみを原料供給契約を締結した食肉処理業の施設等から収集すること。

(2) ~ (5) (略)

別添 2

食用脂肪由来の肉粉等の製造基準

(1) 収集先の基準

ア 食用脂肪

と畜場、食鳥処理場、食肉処理業（食品衛生法第 52 条第 1 項の規定に基づき都道府県知事の許可を受けたものに限る。）の施設、

食肉加工場又は販売店（以下別添 2 において「と畜場等」という。）のみから収集すること。

食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）は、この項並びに次の①及び②を内容とする契約を締結したと畜場等から収集すること。

① (略)

② (略)

なお、と畜場等から収集する原料は、と畜場法第 14 条若しくは食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 15 条の規定に基づき検査を受け、又は「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガ

動物のもののみを原料供給契約を締結した食肉処理業の施設等から収集すること。

(2) ~ (5) (略)

別添 2

食用脂肪由来の肉粉等の製造基準

(1) 収集先の基準

ア 食用脂肪

と畜場、食鳥処理場、食肉加工場又は販売店（以下別添 2 において「と畜場等」という。）から収集すること。

食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）は、この項並びに次の①及び②を内容とする契約を締結したと畜場等から収集すること。

① (略)

② (略)

なお、と畜場等から収集する原料は、と畜場法第 14 条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 15 条の規定に基づく検査を受け、食用に適するとされた獣畜又は食鳥の食用の肉から

イドライン)について」別添第2の2、第4の3及び4の要件を満たすことが確認されたことにより、食用に適するとされた獣畜、食鳥又は野生鳥獣の食用の肉から採取した脂肪であり、食用に適さない組織の混入のないことを目強により確認したものに限る。

また、食用脂肪(食用油脂の製造に供するものを除く。)の出荷に当たっては、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。

イ (略)

(2) ~ (5) (略)

採取した脂肪であり、食用に適さない組織の混入のないことを目強により確認したものに限る。

また、食用脂肪(食用油脂の製造に供するものを除く。)の出荷に当たっては、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。

イ (略)

(2) ~ (5) (略)

平成30年5月10日

関係各位

「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」の一部改正

平素より、飼料安全行政へのご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

1. と畜場又は食鳥処理場を経由した「牛、めん羊、山羊、豚、馬、家きん」由来の食用油脂の絞りかす（肉粉）は、ペットフードへの利用が可能ですが、食肉処理施設で処理される動物（イノシシ、シカ等）の肉粉については、肉粉の原料（脂肪）の管理状況が不明確であったことから、利用することができませんでした。
2. その後、厚生労働省が食肉処理施設等における野生鳥獣肉の食品としての安全確保のための取組を定めた「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」を制定したことから、食肉処理施設で処理された野生鳥獣の脂肪の管理状況は、と畜場又は食鳥処理場と同等と考えられます。
3. このため、農業資材審議会飼料分科会において、食肉処理施設を経由した野生鳥獣の肉粉のペットフードへの利用について報告し、了承されたことから、本通知を一部改正し、食肉処理施設を経由した野生鳥獣の肉粉をペットフードへの利用が可能となりました。

担当： 農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課  
飼料安全基準班、飼料検査指導班、  
粗飼料対策班  
TEL：03-3502-8111（内線 4546）